

国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所国際諮問委員会規程

〔平成 22 年 2 月 12 日〕  
規 則 第 3 3 号

改正 平成 25 年 10 月 10 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 10 号  
平成 27 年 3 月 12 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）規程第 10 条第 2 項に基づき、国際諮問委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、「海外研究者」とは、海外の学識経験者のうちから所長が委嘱した者で、研究所規程第 2 条第 1 項に定める目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 所長
- (2) 所長が指名する研究所教員
- (3) 海外研究者
- (4) その他所長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条第 2 号から第 4 号に掲げる委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、所長が指名する。

2 委員長に事故あるときは、第 3 条第 2 号に掲げる委員がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、所長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第 7 条 委員会において審議された重要な事項については、これを研究所教授会に報告しなければならない。

(規程の改正)

第 8 条 この規程の改正は、研究所教授会の議を経なければならない。

(細目)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、所長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。